

# 交通誘導警備現場における 検定合格警備員配置義務路線一覧

～県公安委員会9路線を認定～

◎警備業法第18条に基づき、栃木県公安委員会は(平成22年4月1日施行)国道4号、50号、119号、121号、123号、293号、294号、400号、461号の9路線で警備員が交通誘導業務に従事する際、検定合格警備員の配置を義務付けました。配置対象は認定されたルート上だけでなく、当該路線に面した現場駐車場および施設からの車の誘導や歩道上の誘導側道上の交通誘導も対象となり、また、現場が移動して認定路線にかかる場合も対象となりますので留意してください。

— 栃木県公安委員会認定路線  
— 国家公安委員会認定路線



国家公安委員会規則に基づく  
検定合格警備員配置認定路線

警備業法第18条等に基づき、国家公安委員会が検定合格警備員を配置するよう認定した栃木県内の該当路線は下記の3路線です。

- ①東北自動車道
- ②北関東自動車道
- ③日光宇都宮道路

路線は — で示してあります

栃木県公安委員会規則に基づく  
検定合格警備員配置認定路線

警備業法第18条等に基づき、栃木県公安委員会が検定合格警備員を配置するよう認定した栃木県内の該当路線は下記の9路線です。

- ①国道4号線
- ②国道50号線
- ③国道119号線
- ④国道121号線
- ⑤国道123号線
- ⑥国道293号線
- ⑦国道294号線
- ⑧国道400号線
- ⑨国道461号線

路線は — で示してあります

※実施基準

上記路線において、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員を警備業務実施場所ごとに1人以上配置する。